

平成28年11月に改正港則法が一部施行され、 「雑種船」が「汽艇等」となり、対象範囲が変更されます。

雑種船の名称及び対象範囲の変更 (港則法第3条第1項)

【改正前】

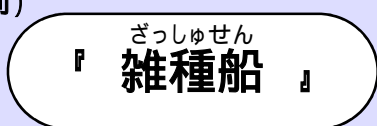
この法律において、「**雑種船**」とは、**汽艇**、はしけ及び端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する船舶をいう。



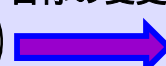
【改正後】

この法律において、「**汽艇等**」とは、**汽艇(総トン数20トン未満の汽船をいう。)**、はしけ及び端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する船舶をいう。

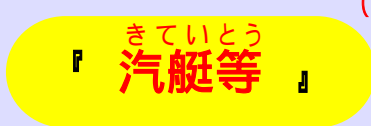
(改正前)



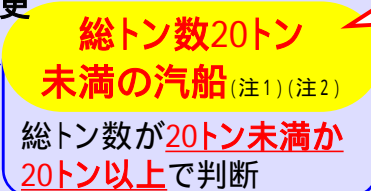
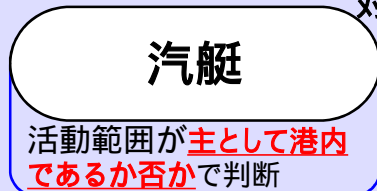
名称の変更



(改正後)



対象範囲の変更



対象がより明確になります

(注1) 「汽船」は動力船の総称です。

(注2) 長さには関係なく、総トン数が20トン以上であれば、「汽艇等」には含まれません。

この改正により、主として港外で活動していた総トン数20トン未満の動力船(プレジャーボート、漁船等)が、港内を航行するときは、「**汽艇等**」となります。

また、主として港内で活動していた総トン数20トン以上の動力船(タグボート、遊覧船等)が、港内を航行するときは、「**汽艇等**」以外の船舶となります。

「汽艇等」、「汽艇等以外の船舶」に適用されるルール等

【新たに「汽艇等」となる船舶に適用されるルール】

- ・港内での避航義務(港則法第18条)
- ・みだり係留の禁止(港則法第9条)

新たに「汽艇等」となる船



主として港外で活動していた総トン数20トン未満

【新たに「汽艇等」以外となる船舶に適用されるルール】

- ・港に出入する際の航路航行義務(港則法第12条)
- ・移動の制限(港則法第7条)
- ・修繕、係船届の届出義務(港則法第8条)

新たに「汽艇等」以外となる船



主として港内で活動していた総トン数20トン以上

なお、義務・免除規定(ルール)の内容については、これまでと変更はありません。

【お問い合わせ先】 最寄の海上保安部署又は管区海上保安本部にお問い合わせください。
第五管区海上保安本部
交通部航行安全課 代表078-391-6551 (直通078-331-2710)

<イメージ図>

汽艇 (機関を用いて推進する船舶で比較的小型のもの)

機関を用いて推進しない船舶

① 新たに対象外となる船舶

総トン数20トン以上

港内で活動する汽船

港内で活動する
タグボート、港内遊覧船 等



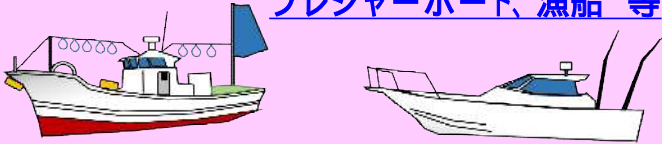
「雑種船」:	+	+	<input type="checkbox"/>
「汽艇等」:	+	+	<input type="checkbox"/>

② 新たに対象となる船舶

総トン数20トン未満

港外で活動する汽船
が港内にある場合

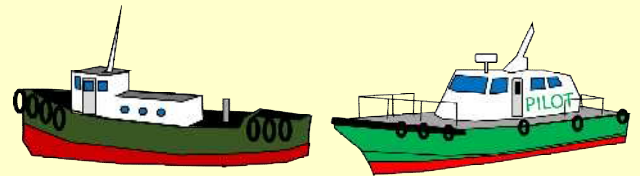
港外で活動する
プレジャーボート、漁船 等



③ 現状から変更なし

総トン数20トン未満

港内で活動する汽船



④ 現状から変更なし

はしけ、端舟、ろかい船

